



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正女性活躍推進法（本年4月1日施行）の概要及び株主総会における議決権行使の助言会社2社の助言方針の改定内容をご紹介します。

◆女性活躍推進法の改正について

令和8年4月1日より、改正女性活躍推進法が施行されます。主な改正点は、**一定規模以上の企業に対し、男女間の賃金差異と女性管理職比率の公表義務の拡大**です。

1. 情報公表必須項目の拡大

従前、従業員数が301名以上の企業に課されていた**男女間賃金差異の公表義務が、101名以上の企業にまで拡大**されました。また、従業員数**101名以上の企業は、新たに女性管理職比率についても公表が義務付け**られます。

2. 従業員数301名以上の企業への義務

以下のうち、4項目以上の情報を公表が義務付けられます。

- ①男女間賃金差異
- ②女性管理職比率
- ③女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績（所定の7項目から1項目以上を選択して公表）
- ④職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（所定の7項目から1項目以上を選択して公表）

*②の「管理職」とは、課長級と課長級より上位の役職（役員を除く。）の合計を指します。

*「課長級」とは、次のいずれかに該当する者です。
・事業所で通常「課長」と呼ばれる者であって、その組織が二係以上からなり、若しくはその構成員が10名以上（課長を含む。）であるものの長。
・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に該当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）。

*一般的に、「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しないものとされます。

3. 従業員数101名以上の企業への義務

以下のうち、3項目以上の情報を公表が義務付けられます。

- ①男女間賃金差異
- ②女性管理職比率
- ③女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績、又は職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（所定の14項目から2項目以上を選択して公表）

4. 実務上の対応

厚生労働省は、具体的な公表の時期や公表の仕方のイメージ等を公開していますので、一度同省のホームページを参照されることをお勧めします。

◆議決権行使助言会社の方針変更

議決権行使助言会社であるISSとグラスルイスが令和8年以降の助言方針を改定しましたので、以下のとおりご紹介します。

1. 取締役会の多様性促進

ISSは、女性取締役が1人もいない場合に経営トップ選任議案への反対投票を推奨する方針をとっていますが、**令和9年2月以降、女性取締役が10%未満の場合に反対投票を推奨する方針**です。

グラスルイスは、**令和8年以降、プライム市場の企業において多様な性別の取締役を20%以上要求し、プライム市場以外の企業については1名以上の多様な性別の取締役を求める方針**です。従前、プライム市場以外の企業については、多様な性別の「役員」としていましたが、「取締役」に変更されました。

2. 支配株主を有する会社の独立性強化

ISSは、親会社または支配株主を有する会社では、ISSの独立性基準を満たす社外取締役が3分の1未満または2人未満の場合に経営トップ選任議案への反対投票を推奨する方針をとっていましたが、**令和8年2月以降、過半数の社外取締役がISSの独立性基準を満たさない限り反対投票を推奨する方針**です。

3. 長期在任基準の導入

グラスルイスは、社外取締役全員または社外監査役全員が連続12年以上の会社の経営トップ選任議案に反対投票を推奨する場合があるとしていましたが、**令和8年以降は、在任期間が12年以上となった個々の社外取締役や社外監査役について、再任議案に反対投票を推奨する場合がある**と変更されました。

4. コメント

議決権行使助言会社の方針変更は、株主総会における議案の賛否割合にも影響しますので、確認しておく必要があるといえますが、アメリカでは、議決権行使助言会社の影響力を抑制するため、規制や制限を行うことが議論されていますので、盲目的に従うことなく会社としての基準を定めて発信することも必要になってくるのではないかと考えます。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆所有不動産記録証明制度（令和8年2月2日施行）

「所有不動産記録証明制度」は、不動産登記名義人の氏名と住所に基づいて、その名義人が全国に所有する不動産を一括で確認できる制度です。これまで相続登記の際に負担となっていた「不動産の調査」の効率化を目的としており、全国に散らばる不動産を漏れなく把握できるため、**登記漏れの防止や相続手続きの簡略化が期待**されます。請求できるのは、所有権の登記名義人（本人・法人を含む）、その相続人、その他の一般承継人等で、全国の法務局の窓口、郵送、オンラインでの請求も可能です。詳細は法務省のホームページをご参照下さい。